平成２２年（フ）第４１５号
埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１－Ａ－604、破産申立時の住所埼玉県羽生市南羽生１丁目12番地２
債務者　平間　礼子（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５６５号
埼玉県深谷市西大沼369番地16
債務者　武井　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１６号
埼玉県熊谷市拾六間576番地４、住民票上の住所埼玉県深谷市田所町２番26号
債務者　髙田麻衣子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３４号
千葉県銚子市小船木町１丁目868番７の２、住民票上の住所千葉県香取市八日市場1009番地
債務者　金生谷国徳
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６８号
千葉県東金市田間42－５　サンライズ１－103、住民票上の住所千葉県山武市木原154番地18
債務者　今田由美子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２９号
新潟県燕市新生町２丁目５番２号
債務者　渡邉　博喜
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第７８９号
岩手県奥州市水沢区真城字塚51番地９
債務者　加美山順子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７９１号
岩手県二戸郡一戸町岩舘字上地切82番地
債務者　久保　和弘
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７９６号
盛岡市紅葉が丘19番８号
債務者　山口久美子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８０２号
盛岡市向中野２丁目１番18号　ルピナｉｓ203号
債務者　寺田　久子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１号
盛岡市厨川５丁目２番28号
債務者　佐藤　　功
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９８号
新潟県糸魚川市大字間脇2332番地１
債務者　田代　大吾
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３５７１号
名古屋市瑞穂区大喜新町２丁目15番地
債務者　澤田　秀和
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中屋敷168番地
債務者　近藤加代子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７号
愛知県一宮市平島１丁目15番１－305号　サン．フォレスト平島
債務者　仲山　千里（旧姓森・竹ノ内）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６１号
兵庫県篠山市味間新45番地　ハイツラベンダー303号
債務者　石垣　和彦
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
兵庫県西脇市大野544番地の９　市営住宅783号
債務者　森脇　廣志
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所社支部